1 明治維新

1.1 新政府の基本方針が発表されます!

1868.3.14 五箇条の誓文

- 公議世論(みんなの意見)の尊重 =>(諸大名)
 - 諸大名の話し合いで決まると思っていたが、そうではないらしい
 - むしろ、条文には大名をなくしていく狙いがあった(事実、なくなった)
- 開国和親 (国際法を守ります) => (諸外国)
- 政体書(政府組織)・・・三権分立っぽくしている
- 明治改元・一世一元の制
- 東京遷都 (大坂に遷都する案もあった)

1.2 中央集権体制の構築

- 旧幕府領 → 新政府領(府·県)
- 親藩 → そのまま

これを府藩県三治制という。

• ただしこれでも新政府の財政基盤は以前と同じなので、もうちょっとお金が入る仕組みが欲しい。

1869 年 版籍奉還

- 版=領地
- 籍=領民
- 奉還=朝廷に返還する
- ・ 藩主の仕事は知藩事に移った (藩政は維持されている)
 - 知藩事には中央政府の役人が就任した
 - もともとの藩主をおいておくと危険なので、お金(家禄)を与えて藩から追放した

Q. なぜ大きな反乱が起こらなかったか?

A.

- 最大の大名家だった徳川家が簡単に潰されたから
- お金がなくて反乱の余裕がなかったから

• お金がある藩が改革を先導していたから

1871 年 廃藩置県

準備として御親兵(薩長土の藩兵1万人)を配備しておいた。

- 藩を全廃して、代わりに県・府をおいた
- 知藩事を解任して東京に召集、代わりに中央から<mark>府知事・県令</mark>を派遣した。
- もともとの藩主からの抵抗は小さかった

1.3 中央官制の改革

• 太政官制:七官制→二官六省→三院制(八省)

• 藩閥政府: 薩長土肥出身者が要職を独占した

2 明治国家の形成

「さてさて、『国民』を作りましょうか」・・・四民平等

2.1 身分制の解体

- 大名·公家 → 華族
- 藩士·幕臣 → 士族
- 農工商 → 平民
 - 平民の苗字使用許可(後に強制) 戸籍単位での国民の管理が可能に
 - 身分間の通婚許可
 - 移動・職業の自由
 - 問題点:華族・士族には依然として秩禄 (家禄と賞典禄) を支給している →財政が圧迫される

これらから特権を奪い取ることで出費を減らしていくお話

2.2 秩禄処分

1873 年 秩禄奉還の法

希望者に一時金を渡して、以降の秩禄を放棄してもらう

1876年全禄公債証書を発行

- ・ 家禄の全廃 (秩禄処分) に成功
- 5年から14年分の証券で、すぐにお金がもらえるわけではなかった
 - →(騙された)武士は商売などをしないと生活できない状況になった。
 - 軍人・警察官・官僚・学者・技術者・教師・実業者など
 - 事業に失敗して没落する者もいたが、成功者も少なくなかった。

2.3 国民皆兵

ヨーロッパの軍事制度を参考に新政府を支える常備軍を創設しましょう!

1873 年 徴兵令

- ・満20歳以上の男子が3年間兵役につく
- ただし、免役規程は多かった(一人っ子は免除など)
- 兵役を嫌がる人が多かった
- 宣伝文句「血税を捧げよ」が元で血税一揆が起こった
- これにより「武士」の存在意義がなくなった

2.4 外交 1

2.4.1 岩倉使節団

<目的>

- 新政府の「開国和親」を宣伝する
- 条約改正の予備交渉 (失敗)
- 欧米視察 (大成功) →近代化の必要性を再認識

<メンバー>

- 岩倉具視
- 木戸孝允
- 大久保利通
- 伊藤博文 など

大久保利通は殖産興業政策を視察しまくった。

2.4.2 留守政府

<メンバー>

- 三条実美
- 大隈重信
- 西郷隆盛
- 板垣退助など

<政策>

- 四民平等
- 徴兵令
- 学制

留守政府はなかなか帰ってこない使節団に腹を立てていた。

2.4.3 征韓論

朝鮮とは鎖国して以来、国交を拒否され続けていた。 征韓論:武力行使を視野に入れた開国交渉を目指す動き。 開国論は政府だけでなく、(武士の)世論でもあった。

- 強硬論:留守政府(西郷・板垣など)が主導
- 内治優先論:帰国した使節団 (大久保・木戸など) が主導 国内の政治・経済の整備を優先するべきだと考えた。

意見は対立、両者の溝は深まっていった。

- 先に、留守政府が西郷を朝鮮に派遣することを決定した
- 内治派の工作によって撤回させられる
- 征韓派 (西郷・板垣・江藤など) が参議を辞任する

1873年 明治六年の政変

- 大久保の独裁的な政治が始まる
- これを機に日本の殖産興業が発展していく

2.5 土族の反乱

◎明治維新以来、「武士」の解体が進んでおり、特権を失った武士は「不平士族」へと成り下がっていた。

→はじめに武力による反政府活動を行う

- 1874 年 江藤新平による佐賀の乱
- 1876 年 秋月の乱・萩の乱など
- 1877 年 2-9 月 西郷隆盛による西南戦争 西郷はこの戦いで戦死する。

西南戦争が完全に鎮圧されて以来、不平士族は武力による反乱では政府に勝てないことを悟る。 →言論による反政府運動へ

2.6 外交 2

実は日本は植民地化の危機にあった (中国分割と同じ状況にあった)

- ・ 幕府・藩の対外負債→1875 年までに完済
- ・ 鉄道や工場の利権→ 1873 年までにすべて買い戻し

これには莫大な金がかかったが、これができなかった中国は植民地化したことを考えるとこの行動は日本のファインプレーであったと言える。

2.6.1 対中国

1871 年 日清修好条規

- 相互に開港
- 相互に領事裁判権
- つまり対等条約である (これには対朝鮮外交を有利にする意図があった) 朝鮮は中国に守ってもらっていたので、中国と対等になれば朝鮮の義兄みたいな感じにな れるかも?

◎明治時代初頭まで、琉球は日清に両属し、日本も薩摩もそれを容認していた。(というより、琉球を通して中国と貿易をしていたので逆に助かっていた)

1871 年 琉球藩を設置する

- 国内では廃藩置県が起こっていたが、琉球は自治区として特例
- 国王である尚泰は藩王に格下げ

1871年 琉球漁民殺害事件

- 琉球漁民が台湾で殺害されたのに乗じて、「我が国民に何をする」と中国に肉薄
- 中国は「台湾人はうちの国民じゃないので・・・」と回避
- 台湾が中国の傘下に入っていないことを確認

1874 年 台湾出兵

- 中国はやっぱり気分が悪いので「お金払うから帰ってくれない?」と言う
- 日本はお金をもらって帰った
- 対外派兵は不平士族の不満を和らげるための施策でもあった

1879年沖縄県を設置する

• 尚泰は東京に移住させられる

2.6.2 対朝鮮

1875 年 江華島事件

- 対朝鮮版「黒船来航」
- 船を近づけて攻撃してきたところに謝罪を要求する外道技
- 黒船と同じノリで条約締結

1876 年 日朝修好条規

- 釜山・仁川・元山を開港
- 日本の片務的領事裁判権
- 日本の片務的無関税権
- ゴリゴリの不平等条約

2.6.3 国境の画定

1875 年 樺太千島交換条約

- ロシアに樺太を渡して千島を受け取る
- 領域的には得はしないけど樺太の管理が面倒だったので OK
- 千島列島の漁業権も受け取る

1876年 小笠原諸島の領有を宣言

2.7 殖産興業

2.7.1 通貨·金融制度

1871 年 新貨条例

- 十進法の通貨単位「円・銭・厘」を導入
- 1円は1両と同じ価値 (=金の重さを基準にした通貨単位である)

1872 年 国立銀行条例

- 民間銀行が生まれる
- 国立銀行ならどこでもお札 (国立銀行券) 刷っていいよ
 - 正貨兌換義務あり (銀行券をいつでも本物の金に交換できるように金を準備しておけ) この時は不換紙幣ではなかった
 - − そのせいで銀行設立は進まなかった (4 行 (第一 ~ 第四) のみ)
 - 1876 年に金兌換義務を廃止→ 1879 年までに 153 行に増加

※銀行の単位「行」:よみかた「こう」

2.7.2 地租改正

幕藩時代以来の税制も変えちゃおうよ

◎新政府は幕府・藩の債務を継承しており、財政は不安定だった。しかも、歳入は年貢が基本 だった。

年貢の決め方は石高によるものだった。石高は一言で言うと土地の「良さ」である。「良さ」を 直接お金で表したものが地価である。土地に値段がつくということは、土地を売り買いできるよ うになる。

ここに、封建的土地制度が解体された。

- 1871 年 田畑勝手作を許可 (用途の自由化)
- ・ 1872 年 田畑永代売買禁令 (売買の自由化)
- 1873 年 地租改正条例

- 課税基準:収穫高→地価

- 納税手段:物納 →金納

- 納税者 : 耕作者→土地所有者

税額は法定地価の3%。この値は政府の歳入が減らないように決めた値である。

→地租改正事業 (土地調査・明治版検地) → 1880 年ごろに完了 地価と所有者が決まったら<mark>地券</mark>が発行された。

<影響>

- 近代的税制の確立→新政府は税収が安定した
- 土地が資産になる→農村では貧富の格差が増大
 - 小作農→貧困に苦しんで出稼ぎ(工業労働者)へ
 - 自作農→土地を売って小作農に
 - 地主 →土地を集めて大規模に
- 課税量は変わっていない→農民の税負担は軽減されなかった
- → 1876 年ごろを中心に地租改正反対一揆 (同時期に土族も反乱)

農民と士族が手を結ぶと面倒なことになる

→ 1877 年 地租税率を 2.5% に引き下げ

2.7.3 殖産興業

担当官庁

- 工部省 (1870 年:伊藤博文)
- 内務省 (1873 年:大久保)

軽工業(繊維工業)・農業・海運・鉱工業(造船・兵器・鉱山・鉄道など)の発展・近代化

- 幕府・藩の官営化
- 交通·鉄道
 - 新橋 ~ 横浜 (1872 年)
 - 神戸 ~ 大阪 ~ 京都 (1874 年)
 - イギリスの支援を受けたが、利権は渡さなかった
- 通信・電信
 - 東京 ~ 横浜 (1869 年)
 - 東京 ~ 長崎 (1873年)
 - 長崎には外国からの電信が入るので、実質明治6年には世界と交信出来ていた。
- ○官営模範工場・・・技術導入・教育

スタイル:(官営事業・学校)+お雇い外国人

- 外国人を高給で雇ったが、授業そのものは渡さなかった
- むしろ、早い段階で日本人技術者を作って講師にすることに成功している
- 外資の侵入を抑え、植民地化を警戒した(鉄道・鉱山を守る)

海運:三菱を優遇

2.8 文明開化

2.8.1 教育

1871 年 文部省を創設

1872 年 学制を公布

- 小学校の義務教育化
- ・ 国民皆学 (身分問わず) を目標にしていた
- しかし当初、就学率は3割程度にとどまっていた
 - 子供を小学校に行かせると働き手がいなくなる
 - 授業料を取られるので通わせられない
 - 学制反対一揆も起こった
 - そのうち、小学校に通わせたほうがいいことがわかってきだして、20 世紀には就学率 はほぼ 100 %になった。

2.8.2 思想・宗教

◎近代思想が導入されます。

- 福沢諭吉などが中心の明六社が明六雑誌などを出版して啓蒙活動を行った。
- 新聞が作られる
- →ジャーナリズムや民権運動につながっていく。

◎宗教政策

政府は「祭政一致」の考えのもと、神道を国教化した。

しかしそれまでは「神仏習合」の考えがあり、神社も寺も一緒に建てられていた。

- **→ 1868** 年 神仏分離令
 - 廃仏毀釈

寺を破壊し、仏具を捨て、仏教を排除していった。

3 自由民権運動

3.1 背景

◎士族の不満

• 士族は自ら明治維新を推め、武士を解体していった

- 反政府運動
 - 武力:士族反乱
 - 言論:自由民権運動

明治六年の政変以降、政治家がこれらの運動に参加し、指導していった。

- ◎農民の不満
 - 血税一揆
 - 地租改正反対一揆
 - 学制反対一揆

3.2 自由民権運動

- 3.2.1 運動の開始
 - ◎政社の結成
 - 1874 年 愛国公党を結成:板垣退助・後藤象二郎ら
 - →民撰議院設立建白書
 - 1874 年 立志社 (高知): 片岡健吉・板垣ら
 - 1875 年 愛国社 (大阪): 立志社が全国組織を目指して設立

◎政府の対応

- 1875 年 大阪会議: 大久保・板垣・木戸など
- 明治天皇が漸次立憲政体樹立の詔を発する
- 立法機関として「元老院 (上院)」、「地方官会 (下院)」、司法機関として「大審院」を設立
- 言論統制を強化
 - 1875 年 讒謗律 (政府の文句を紙面に乗せると OUT)
 - 新聞紙条例

3.2.2 運動の進展

1877 年 立志社建白

- 国会開設
- 地租軽減
- 条約改正
- これは政府に却下される。

この時、運動の支持者は士族から地主や商工業者にまで拡大していた。

1880年 国会期成同盟 (不受理)

これに対して政府は、集会を規制する<mark>集会条例</mark>を制定した。